

交通不便地域指定申請書（別表 7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
埼玉県加須市 加須地区の一部、北川辺地区の一部、大和地区の一部 （JR東北本線栗橋駅、東武日光線柳生駅・新古河駅・栗橋駅、東武伊勢崎線加須駅・花崎駅・鷲宮駅及び朝日自動車（株）東鷲宮駅西口～アイワイフーズ（株）～豊野コミュニティセンター線、朝日自動車（株）鴻巣駅東口～加須駅南口～加須車庫線、羽生市福祉バス（あい・あいバス）、加須市循環バスの停留所から半径1キロメートル以内を除く。）
2. 指定を受けようとする理由
・北川辺地区の一部と大和地区の一部においては平成28年6月1日付けで交通不便地域の指定を受け、平成24年10月1日よりフィーダー補助を受けコミュニティバスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要が生じた。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
・デマンド型乗合タクシー（市内全域を3エリアに分けて運行しているデマンド型乗合タクシーのうち、北エリアと中エリアを運行するもの。なお、各エリア間の連結させるため、エリア境界地域に乗継場所を設ける。） ・シャトルバス（東武日光線新古河駅～東武伊勢崎線加須駅～騎西総合支所）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
26,959人（令和3年3月31日時点）
5. 指定を受けようとする期間
令和3年10月1日～令和8年9月30日
6. 協議会における協議年月日
令和3年6月25日
7. その他特記事項